

「平和の礎」戦没者申告票等

記入要領

第1 共通事項

- 1 「「平和の礎」に係る刻銘の基本方針」(平成5年10月26日決定、平成15年6月3日一部改正)の「1 刻銘対象者」に定める刻銘対象者について、記入するものであること。
- 2 記入にあたっては、楷書で明瞭な字体で記入すること。
- 3 同「1 刻銘対象者」中の用語の意義は、次のとおりである。
 - (1) 沖縄県の区域：北緯28度・東経124度40分を起点とし、北緯24度・東経122度、北緯24度・東経133度、北緯27度・東経131度50分、北緯27度・東経128度18分、北緯28度・東経128度18分の点を経て起点に至る地理的境界内の諸島、小島、環礁及び岩礁並びに領海より成る区域をいう。
 - (2) 南西諸島：鹿児島県に属する薩南諸島(大隅諸島、トカラ列島及び奄美諸島をいう。)及び沖縄県に属する琉球諸島(沖縄諸島(大東諸島を含む。)、宮古諸島及び八重山諸島(尖閣諸島を含む。))をいう。
 - (3) 沖縄戦に関連する作戦や戦闘：沖縄県の区域を守備する部隊のための兵員輸送、食料、弾薬等の兵站(へいたん)輸送に関連するものであること、並びに沖縄県の区域内の島嶼から出港する艦船や沖縄県の区域を目的地とする艦船の行動が軍命や軍の作戦遂行に協力する意図でもって行われたものであること、または、沖縄戦を中心とする作戦である天一号作戦等であり、且つ、南西諸島周辺で行われた航空作戦・戦闘であること。
- 4 同「1 刻銘対象者」中の「刻銘対象者」について例示すると、次のとおりである。
 - (1) 沖縄県出身の戦没者
 - ア 10・10空襲(1944(昭和19)年10月10日)、米軍上陸前の艦砲射撃により死亡した者
 - イ 八重山群島の戦争マラリアによる犠牲者、沖縄本島北部等への疎開等による罹病戦没者
 - ウ ハンセン病療養施設入所者が、軍への協力等が原因で死亡した場合
 - エ 徴用船、疎開船、引揚げ船の遭難等により死亡した者

- オ 満州、南洋諸島等に移住し戦争が原因で死亡した者
- カ 収容所、野戦病院等で死亡した者
- キ 戦争中に出生し、戦中または戦後に栄養失調等で死亡した者
- (2) 他都道府県及び外国出身の戦没者
 - ア 10・10空襲(1944(昭和19)年10月10日)、米軍上陸前の艦砲射撃により死亡した者
 - イ 徴用船、疎開船等が輸送中に沈没したことにより犠牲となった者
 - ウ 1944(昭和19)年6月29日徳之島沖で沈没した富山丸の犠牲者
 - エ 天一号作戦発動以前の九州沖航空戦で、南西諸島周辺を攻撃目標とし戦死した者
 - オ 天一号作戦の作戦遂行により戦死した者
 - カ 菊水作戦等の特別攻撃隊による戦没者
 - キ 海上特攻隊大和艦隊の戦没者
 - ク 収容所、野戦病院等で、罹病等が原因で死亡した者

第2 「『平和の礎』戦没者申告票」(様式1)について

- (1) 各項目の記入にあたっては、記入例を参考にするとともに、申告票と併せて提出される添付書類(除籍簿等)に記載されている内容との整合性に十分留意すること。
- (2) 「②本籍地の市町村名」欄の記入については、戦没者の本籍地を記入すること。ただし、戸籍の焼失等特別の事情があると認められる場合には、戦没当時における戦没者の生活の本拠地(住所、居所)を記入しても差し支えない。
- (3) 「③字名」及び「④番地」欄の記入については、「②本籍地の市町村名」欄との整合性を図ること。
- (4) 「⑥申告者との関係」欄の記入については、申告者と戦没者の続柄について、民法第725条に定める親族の続柄を記入すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、申告者と戦没者との関係を明記すること。

第3 「『平和の礎』戦没者名簿票」(様式2～4)について

- (1) 各項目の記入にあたっては、記入例を参考にすること。
- (2) 「軍別」欄の記載については、「海軍」、「陸軍」、「軍属(海軍)」、「軍属(陸軍)」の区分を記入すること。なお、民間人の場合は「民間人」と記入すること。
- (3) 「該当区分」欄の記入については、別表の「他都道府県及び外国出身戦没者の該当区分表」によるものであること。

附 則

この要領は、令和2年9月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第3関係）

他都道府県及び外国出身戦没者の該当区分表

該当区分	戦没理由	戦没期間	戦没区域
(1)	沖縄戦の期間に 戦争が原因で死亡	1945（昭20）年3月26日 ～1945（昭20）年9月7日	沖縄県の区域内
(2)	沖縄戦に関連する 作戦や戦闘が 原因で死亡	1944（昭19）年3月22日 ～1945（昭20）年3月25日	南西諸島周辺
(3)	沖縄戦に関連する 作戦や戦闘が 原因で死亡	1945（昭20）年3月26日 ～1945（昭20）年9月7日	沖縄県の区域を除く 南西諸島周辺
(4)	終戦後、 戦争が原因で死亡	1945（昭20）年9月7日以降 おおむね1年以内	沖縄県の区域内

様式1記入例（第2関係）

様式2記入例（第3関係）

様式3記入例（第3関係）

様式4記入例（第3関係）

「平和の礎」刻銘対象者認定要領

(目的)

第1条 この要領は、「平和の礎」に係る刻銘の基本方針（平成5年10月26日決定、平成15年6月3日一部改正。以下「基本方針」という。）に定める「刻銘対象者」について、その申告及び認定の手続きを定めることにより新たな名簿の整備を図り、もって戦没者の追加刻銘を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 遺族等

次に定める者をいう。

- イ 戦没者に係る民法第725条に定める親族
- ロ 戦没者の祭祀を執り行う者
- ハ 戦没者の血族のうち民法第725条に定める親族以外の者
- ニ 戦没者に係る地縁者又は地縁団体
- ホ 戦没者に係る遺族会、同窓会等
- ヘ 沖縄県原爆被爆者協議会
- ト 国の機関、都道府県又は市町村
- チ 米国における退役軍人会等

(2) 除籍簿等

戸籍法第12条に定める除籍簿の謄本のほか、除籍簿が存在しない場合においては次に定める資料等をいう。

- イ 位牌の写真
- ロ 戦没者が亡くなった状況についての関係者の証言
- ハ その他戦没者の氏名、死亡年月日等について確認することに足る資料

(申告)

第3条 基本方針に定める刻銘対象者について、追加刻銘、刻銘の修正または削除（以下「追加刻銘等」という。）を希望する遺族等は、次項以下に定めるところにより沖縄県女性力・平和推進課長（以下「課長」という。）に対して申告を行うものとする。

- 2 沖縄県出身の戦没者に係る申告は、遺族等から「平和の礎」戦没者申告票（様式1）に除籍簿等を添付して行うものとする。この場合において、その申告は、第2条第1号イまたはロに定める者から行うこととし、これにより難い特別の事情があると認められる場合は、予め課長にその旨を申し出た上で、同号に定めるイ及びロ以外の者から行うことができる。
- 3 他都道府県出身の戦没者に係る申告は、出身地である都道府県から次に掲げる「平和の礎」戦没者名簿票（以下「戦没者名簿票」という。）の提出により行うものとする。
 - (1) 追加刻銘 「戦没者名簿票（追加刻銘）」（様式2）
 - (2) 刻銘の修正 「戦没者名簿票（刻銘・情報修正、情報追加）」（様式3）
 - (3) 刻銘の削除 「戦没者名簿票（刻銘・情報削除）」（様式4）
- 4 外国出身の戦没者に係る申告は、追加刻銘の場合にあっては任意の名簿に沖縄戦などで亡くなったことを証明する資料を添付し、刻銘の修正または削除の場合にあっては任意の名簿の提出により行うものとする。

（申告の期限）

第4条 前条に定める申告の期限は、原則として12月末とする。

（刻銘対象者認定審査会）

- 第5条** 遺族等から申告のあった戦没者の追加刻銘等について、その適否を審査するため、「刻銘対象者認定審査会（以下「審査会」という。）」を置く。
- 2 審査会は、沖縄県子ども生活福祉部生活企画統括監、沖縄県女性力・平和推進課長及び沖縄県平和祈念資料館長で構成する。
 - 3 審査会は、毎年3月に構成員全員出席の下で開催し、その審査結果は全員一致によるものとする。
 - 4 審査会における審査の結果、全員一致をみなかった戦没者については、次年度以降、新たな確認資料等を添付して、遺族等から再度申告するものとする。

（刻銘対象者の認定等）

- 第6条** 第3条の規定により、遺族等から申告のあった戦没者の追加刻銘等の適否について、課長は、審査会の審査に付すものとする。
- 2 課長は、審査会における審査結果に基づき、刻銘対象者を認定し、追加刻銘等をすべき戦没者名簿を3月末までに作成するとともに、申告を行った遺族等に審査の結果を遅滞なく通知するものとする。この場合において、追加刻銘等の対象外となった戦没者については、その理由を付して通知するものとする。

(追加刻銘等の実施)

第7条 平和の礎への追加刻銘等については、毎年3月末までに作成される戦没者名簿に基づき、毎年度1回、原則として沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する「慰霊の日」の6月23日までに実施するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年7月10日から施行する。
- 2 平成15年度における第4条（申告期限）の適用については、同条の規定にかかわらず、平成15年10月末とする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年7月14日から施行する。
- 2 平成16年度における第4条（申告期限）の適用については、同条の規定にかかわらず、平成16年10月末とする。

附 則

この要領は、平成17年4月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年8月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年9月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式1（第3条関係）

様式2（第4条関係）

様式3（第4条関係）

様式4（第4条関係）

「平和の礎」刻銘対象者認定事務の流れ

